

## 「臨床研修診療施設の指定について」の一部改正

今般、平成21年2月16日付け20消安第11539号をもって、農林水産省消費・安全局長から、卒後臨床研修を実施する農林水産大臣の指定する診療施設について具体的に定めた「臨床研修施設の指定について」が一部改正され、指定基準が一部緩和されたこと等について通知があり、関係者に対する周知及び臨床研修診療施設指定申請の奨励等、積極的な対応について地方獣医師会に依頼したので紹介する。

20日獣発第255号  
平成21年2月26日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会  
会長 山根 義久  
(公印及び契印の押印は省略)

### 「臨床研修診療施設の指定について」の一部改正について

今般、平成21年2月16日付け20消安第11539号をもって、農林水産省消費・安全局長から、別添写しのとおり通知がありました。

獣医師の卒後臨床研修を実施する農林水産大臣の指定する診療施設については、平成18年2月27日付け17日獣発第230号により小動物診療施設の農林水産大臣の指定基準等が定められた旨通知したところですが、このたびの一部改正により、特に小動物診療施設について指定基準が一部緩和されるとともに、より具体的に定められたことから、指定申請の促進による指定施設の増加が期待されるところで

す。  
本会の小動物臨床部会における検討課題でもある卒後臨床研修制度の整備・推進に向け、大臣指定の臨床研修診療施設の拡充が必要とされる中、地方獣医師会におかれては、内容ご了知の上は、関係者に対する周知及び指定申請の奨励等、積極的な対応をお願いします。

注) 本通知は、日本獣医師会ホームページに掲載したことを申し添えます。

20消安第11539号  
平成21年2月16日

社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

### 「臨床研修診療施設の指定について」の一部改正について

このことについて、別添写しのとおり各都道府県知事あて通知しましたので、御了知されるとともに、資会会員への周知方よろしくお願いいたします。

写

20消安第11539号  
平成21年2月16日

知 事 殿

農林水産省消費・安全局長

### 「臨床研修診療施設の指定について」の一部改正について

獣医師法（昭和24年法律第186号）第16条の2第1項では、「診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後も、大学の獣医学に関する学部若しくは学科の附属施設である飼育動物の診療施設（以下「大学の診療施設」という。）又は農林水産大臣の指定する診療施設において、臨床研修を行うように努めるものとする。」と規定しております。

平成4年に農林水産大臣の指定する診療施設に関する具体的な基準を定めた「臨床研修診療施設の指定について」（平成4年9月21日付け4畜A第2264号農林水産省畜産局長通知）を定め、さらに18年には本通知を改正し、これまで産業動物と小動物を区別せずに定めていた基準を改め、産業動物と小動物の臨床研修診療施設の双方に関して別個に指定基準を定めました。

今般、獣医師が修得すべき知識や診療技術の高度化、診療施設・設備の専門化・高度化等を踏まえて

基準を見直す必要が認識され、獣医亭審議会計画部会における検討結果を踏まえて、本通知を別添のとおり改正することとしましたので、御了知されるとともに関係者への周知をお願いします。

なお、大学の診療施設の開設者には、別紙のとおり通知しましたことを申し添えます。

【別紙】

20 消安第 11539 号  
平成 21 年 2 月 16 日

大学学長 殿

農林水産省消費・安全局長

「臨床研修診療施設の指定について」の一部改正について

このことについて、別添写しのとおり各都道府県知事あて通知しましたので、御了知されるとともに、関係者への周知方よろしくお願いいたします。

【別添】

「臨床研修診療施設の指定について」の一部改正新旧対照表

平成 4 年 9 月 21 日付け 4 畜 A 第 2264 号畜産局長通知

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>1 産業動物臨床研修診療施設について</p> <p>(1) 牛、豚等の産業動物の診療業務に関する臨床研修診療施設として、獣医師法第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の指定を受けようとする診療施設の開設者は、別記様式第 1 号又は第 2 号の申請書を農林水産大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 農林水産大臣は、前記 (1) の申請書を提出した診療施設の中から、<u>臨床研修を実施するのに適当と認められる診療施設を臨床研修診療施設として指定するものとする。なお、指定に当たっては、必要に応じて当該診療施設の現地調査等を実施するものとする。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 小動物臨床研修診療施設について</p> <p>(1) 犬、猫等の小動物の診療業務に関する臨床研修診療施設として、獣医師法第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の指定を受けようとする診療施設の開設者は、別記様式第 3 号又は第 4 号の申請書を農林水産大臣に提出するものとする。</p>	<p>1 産業動物臨床研修診療施設について</p> <p>(1) 牛、豚等の産業動物の診療業務に関する臨床研修診療施設として、獣医師法第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の指定を受けようとする診療施設の開設者は、<u>平成 4 年度にあっては 9 月 30 日まで、平成 5 年度以降にあっては毎年度 7 月 31 日までに、別記様式第 1 号又は第 2 号の申請書を都道府県知事を經由して農林水産大臣に提出するものとする。</u></p> <p>(2) 農林水産大臣は、前記 (1) の申請書を提出した診療施設の中から臨床研修を実施するのに適当と認められる診療施設を臨床研修診療施設として指定するものとする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 小動物臨床研修診療施設について</p> <p>(1) 犬、猫等の小動物の診療業務に関する臨床研修診療施設として、獣医師法第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の指定を受けようとする診療施設の開設者は、<u>毎年度 7 月 31 日までに、別記様式第 3 号の申請書を都道府県知事を經由して農林水産大臣に提出するものとする。なお、都道府県知事にあっては、申請のあった診療施設の開設者が獣医療法 (平成 4 年法律第 46 号) 第 3 条に基づき提出し</u></p>

(2) 農林水産大臣は、前記(1)の申請書を提出した診療施設の中から、臨床研修を実施するのに適当と認められる診療施設を臨床研修診療施設として指定するものとする。なお、指定に当たっては、必要に応じて当該診療施設の現地調査等を実施するものとする。

(3)・(4) (略)

(5) 指定小動物臨床研修診療施設の開設者にあつては、獣医師法第16条の3に基づく臨床研修の報告及び概要を、別記様式第5号により農林水産大臣あてに提出するものとする。

(別記1)

#### 産業動物臨床研修診療施設指定基準

産業動物臨床研修診療施設は、以下に掲げる要件を備えたものであること。

1 研修を単独で行う診療施設は、次に掲げる要件を備えたものであること。

(1) 常時診療業務に従事する獣医師が4名以上いること。

(2) 指導獣医師(研修獣医師(臨床研修を受ける獣医師をいう。以下同じ。))に対する指導を行う獣医師をいう。以下同じ。)が確保されていること。また、指導獣医師は、伝染性疾病のまん延防止、畜産物の安全の確保等について教育訓練等を受け、かつ、十分な臨床経験を有すること。

(3) 臨床研修の計画的な実施に当たり研修委員会を設置していること。

(4) 指導獣医師の中から研修指導責任者を選出し、円滑に臨床研修を行い得る体制であること。また、研修委員会には研修獣医師の研修進捗状況、意見、要望等の把握のため必ず研修指導責任者及び指導獣医師(研修指導責任者を除く。)を構成員に含めること。

(5) 診療した飼育動物の種類、病態、疾患ごとの症例数などを少なくとも毎年度集計、解析できるよう診療簿等の病歴管理が適切に行われていること。

(6) 年間の診療件数が臨床研修を行うために十分であること。

(7) 疾病の原因究明のための検案を行い得る体制を有していること。

(8) 臨床検査及び手術を行い得る体制を有していること。

(9) 研修に必要な施設、診療に関する最新の知見

た開設届けの写しを併せて送付願いたい。

(2) 農林水産大臣は、前記(1)の申請書を提出した診療施設の中から、臨床研修を実施するのに適当と認められる診療施設を臨床研修診療施設として指定するものとする。

(3)・(4) (略)

(5) 指定小動物臨床研修診療施設の開設者にあつては、獣医師法第16条の3に基づく臨床研修の報告及び概要を、別記様式第4号により農林水産大臣あてに提出するものとする。

(別記1)

#### 産業動物臨床研修診療施設指定基準

1 産業動物臨床研修診療施設は、公益性を有する施設であることに加え、以下に掲げる要件を備えたものであること。

(1) 常時診療業務に従事する獣医師が4名以上いる施設であること。

(2) 臨床研修の実施に当たり研修指導責任者及び研修委員会を置き、円滑に臨床研修を行い得る体制にある施設であること。

(3) 診療簿等の病歴の管理が適切に行われていること。

(4) 年間の診療件数が臨床研修を行うに十分である施設であること。

(5) 疾病の原因究明のための剖検を行い得る体制を有していること。

(6) 臨床検査及び手術を行い得る体制を有していること。

(7) 研修に必要な施設、図書、資料の整備が適切

を得るための図書等の整備が適切に行われていること。

2 複数の診療施設が統一的な臨床研修計画に基づき産業動物の診療業務に関する臨床研修を相互に連携して実施する場合は、複数の診療施設を臨床研修診療施設群として指定する。この場合、診療施設群は、群として1の(3)から(9)までの要件及び次に掲げる要件を備えたものであること。

(1) 診療施設群には、基幹診療施設を置くものとし、基幹診療施設とその他の診療施設とは相互に臨床研修について連携ができる体制にあること。

(2) 個々の診療施設において常時診療業務に従事する獣医師が4名以上いること。

(3) 個々の診療施設において1の(2)の要件を満たす指導獣医師が確保されていること。

(4) 研修指導責任者は基幹診療施設の指導獣医師の中から選出すること。

(別記2)

#### 小動物臨床研修診療施設指定基準

小動物臨床研修診療施設は、以下に掲げる要件を備えたものであること。

1 「臨床研修目標の制定について」(平成5年3月25日付け5畜A第191号農林水産省畜産局長通知)に定める臨床研修目標を踏まえ、研修計画、指導体制その他必要な事項を定めた研修プログラムを有していること。

2 研修プログラムに基づく研修を単独で行診療施設(以下「単独型臨床研修施設」という。)にあつては、当該プログラムの管理及び評価並びに研修獣医師(臨床研修を受ける獣医師をいう。以下同じ。)の研修目標達成度の評価を行い得る体制を有する研修委員会を設置していること。

3 同一の研修プログラムに基づく研修を他の診療施設と共同して行う診療施設(以下「協力型臨床研修施設」という。)にあつては、臨床研修全体を管理する基幹診療施設を置き、基幹診療施設とその他の診療施設と相互に臨床研修について連携

に行われていること。

2 複数の診療施設が統一的な臨床研修計画に基づき産業動物の診療業務に関する臨床研修を相互に連携して実施する場合は、複数の診療施設を臨床研修診療施設群として指定することとする。この場合、診療施設群は、群として前記1の(2)から(7)までの要件を備えるとともに、次に掲げる要件を備えたものであること。

(1) 診療施設群には、基幹診療施設を置くものとし、基幹診療施設と他の診療施設とは相互に臨床研修について連携ができ得る体制にあること。

(2) 個々の診療施設において常時診療業務に従事する獣医師が4名以上いる施設であること。

(別記2)

#### 小動物臨床研修診療施設指定基準

小動物臨床研修診療施設は、以下に掲げる要件を備えたものであること。

1 大学の獣医学に関する学部又は学科の附属施設である飼育動物の診療施設との連携を十分にとること。具体的には以下の要件を満たすこと。

(1) 連携して研修委員会を設けること。

(2) 定期的に合同症例検討会を行うこと。

(3) 一定期間、臨床研修獣医師は臨床研修を大学の診療施設で行うこと。

(4) 疾病の原因究明のため検案が必要な症例については、原則として大学に検体を送付し検案を行うこと。

(5) 獣医師の往来、医療機器の共同利用が可能であること。



ができる体制にあること。具体的には以下の要件を満たすこと。

(1) 連携して、研修プログラムの管理及び評価並びに研修獣医師の研修月標達成度の評価を行い得る体制を有する研修委員会を設置すること。

(2) 定期的に合同症例検討会を行うこと。

(3) 獣医師の往来及び医療機器の共同利用が可能であること。

4 単独型臨床研修施設にあっては、常に勤務する獣医師が原則5名以上であること。また、協力型臨床研修施設の基幹診療施設にあっては原則3名以上及びその他の診療施設にあっては原則2名以上であること。

ただし、常に勤務する獣医師には臨床経験年数が1年未満の獣医師は算入しないこと。

5 指導獣医師（研修獣医師に対する指導を行う獣医師をいう。以下同じ。）が十分に確保されていること。指導獣医師は臨床経験年数が原則10年以上で、以下のいずれかの要件を満たす者であること。

(1)～(4) (略)

\* 「相応の業績」とは、日本学術会議協力学術研究団体が発行し、審査体制のある雑誌に少なくとも1本の臨床に関する論文を掲載すること及び年1回程度の学会での発表の実績を有することをいう（共同研究者としての論文掲載及び学会発表を含める。）。

6 指導獣医師の中から研修指導責任者を選出し、円滑に臨床研修を行い得る体制であること。また、研修委員会には研修獣医師の研修進捗状況、意見、要望等の把握のため必ず研修指導責任者及び指導獣医師（研修指導責任者を除く。）を構成員に含めること。

なお、協力型臨床研修施設にあっては、研修指導責任者は基幹診療施設の指導獣医師の中から選出すること。

7 診療した飼育動物の種類、病態、疾患ごとの症例数などを少なくとも毎年度集計、解析できるよう診療簿等の病歴管理が適切に行われていること。

8 年間の診療件数及び診療内容が臨床研修を行うために十分であること。

9 基本的な臨床検査及び手術を行い得る体制であること。具体的には血液・尿・糞便検査等を行う

2 常に勤務する獣医師が原則3名以上いる施設であること。ただし、臨床経験年数が1年未満の獣医師は算入しないこと。

3 臨床研修獣医師数の半数以上の指導獣医師が確保されていること。なお、指導獣医師は臨床経験年数が原則10年以上で、以下のいずれかの要件を満たす者であること。

(1)～(4) (略)

\* 日本学術会議に登録された団体が発行し、審査体制のある雑誌に最低1本の臨床に関する論文掲載及び年1回程度の学会発表実績。

4 指導獣医師の中から研修指導責任者を選出し、円滑に臨床研修を行い得る体制にある施設であること。

5 診療した飼育動物の種類、病態、疾患ごとの症例数などを一定期間ごとに集計、解析できるよう診療簿等の病歴管理が適切に行われていること。

6 年間の診療件数及び内容が臨床研修を行うに十分であること。原則として小動物の診療件数が勤務獣医師1名当たり年間1000件以上で、診療内容は予防接種、寄生虫予防の占める割合が50%以下で、手術数が勤務獣医師1名当たり年間250例以上であることを目安とする。

7 基本的な臨床検査及び手術を行い得る体制であること。血液・尿・糞便検査等を行う検査機器、

検査機器，エックス線装置，画像診断医療機器，手術施設等を設置していること。

ただし，協力型臨床研修施設にあっては，3（3）の医療機器の共同利用により施設・設備が補完される場合は，この限りではない。

10 疾病の原因究明のための検案を行い得る体制を有していること。

11 研修に必要な施設，診療に関する最新の知見を得るための図書等の整備が適切に行われていること。

12 大学の獣医学に関する学部又は学科の附属施設である飼育動物の診療施設（以下「大学の診療施設」という。）と連携して臨床研修を行う体制が整備されている協力型臨床研修施設にあっては，8から11までの要件については，これらの要件に係る大学の診療施設の状況を併せて考慮するものとする。

エックス線装置，画像診断医療機器，手術施設等が設置されていることを目安とする。

8 研修に必要な施設，診療に関する最新の知見を得るための図書等の整備が適切に行われていること。

9 「臨床研修目標の制定について」（平成5年3月25日付け5番A第191号農林水産省畜産局長通知）に定める臨床研修目標を踏まえ，研修計画，指導体制その他必要な事項を定めた研修プログラム（1年以上）を有していること。

10 1（1）の研修委員会は，9の研修プログラムの管理及び評価並に臨床研修獣医師の研修目標達成度の評価を行い得る体制を有していること。